

会議録

会議の名称	令和7年度第1回阿見町地域公共交通活性化協議会		
開催日時	令和7年5月22日（木）午後2時30分～午後4時15分		
開催場所	阿見町役場4階全員協議会室		
事務局（担当課）	産業建設部都市計画課	オブザーバー	茨城大学工学部 平田輝満教授
出席委員人数	22人（うち3人代理）※委員総数28人	傍聴人数	3人
議題	<p>（1）承認事項 令和6年度阿見町地域公共交通活性化協議会事業報告について 令和6年度阿見町地域公共交通活性化協議会収支決算書及び 令和6年度収支決算監査報告について</p> <p>（2）協議事項 令和8年度「地域公共交通確保維持事業に係る計画」の策定について</p> <p>（3）報告事項 令和6年度阿見町デマンドタクシー〈あみまるくん〉の運行概要・実績 について 阿見町デマンドタクシー運行事業実施要綱の改正について 令和6年度茨城大学への委託研究に関する調査研究業務実績について</p> <p>（4）その他 地域公共交通経営改善支援事業について（茨城県交通政策課）</p>		
会議録署名人	吉田貴光委員 渡辺智委員		
次第	1 開会 2 会長挨拶 3 委員の紹介 4 議事 (1) 承認事項 2件 (2) 協議事項 1件 (3) 報告事項 3件 ※各事項については「議題」のとおり 5 その他 6 閉会		

別紙 会議録

<議事内容>○：委員 ●：事務局 ◎：オブザーバー

・承認事項1 令和6年度阿見町地域公共交通活性化協議会事業報告について

●事務局：令和6年度阿見町地域公共交通活性化協議会事業報告について説明。

○委員各位：質問・意見なし

○議長（会長）：本承認事項について、承認とする。

・承認事項2 令和6年度阿見町地域公共交通活性化協議会収支決算書及び令和6年度収支決算監査報告について

●事務局：令和6年度阿見町地域公共交通活性化協議会収支決算書及び令和6年度収支決算監査報告について説明。

○監査員：令和6年度阿見町地域公共交通活性化協議会収支決算について、関係帳簿並びに証拠書類に基づき、令和7年4月28日に会計監査を実施したところ、決算書のとおり相違なく適正に処理されていることを認める。

○委員各位：質問・意見なし

○議長（会長）：本承認事項について、承認とする。

・協議事項1 令和8年度「地域公共交通確保維持事業に係る計画」の策定について

●事務局：令和8年度「地域公共交通確保維持事業に係る計画」の策定について説明。

○委員：阿見町地域公共交通計画73ページに現況値と目標値があり、2027年度のデマンドタクシーあみまるくんの年間利用者数が12360人とかなり細かく設定されている。何を基にこういった値を設定しているのか。

●事務局：阿見町地域公共交通計画の上位計画として立地適正化計画があり、そのなかで2027年度の年間利用者数を12360人と設定しており、引用している。年間ごとの目標値は2027年度の目標値から現況値に対して逆算し、1年ごとに比例させたものを設定している。

○委員：その立地適正化計画では何を指標にその値を設定したのか。国庫補助金の交付に関係してくるかはわからないが、目標利用者数の達成が交付に対する評価に関わるのであれば、目標値をどのように立てるのかを聞きたい。

●事務局：立地適正化計画策定時点で当課に在籍していなかったため推測になってしまうが、現況値・年間利用者数の増加数の推移を勘案し、増加比率から2027年度の目標値を導き出したと考えられる。次に評価に対する質問への回答だが、毎年12月に各委員へ地域公共交通確保維持事業の一次事業評価を諮っている。その中で令和6年度の年間利用者数の目標値に対する実績値は91.2%であったが、目標値を下回ったとしても交付額が下がることはないと関東運輸局より通達されている。承認後の一次評価を以って国土交通省へ二次評価の依頼をする、といった流れで交付申請を行っている。

○委員：次に説明がある資料1より、利用者数が減少している中で難しい目標値なのではと思い質問した。以上。

○議長（会長）：本議案について、承認とする。

・報告事項1 令和6年度阿見町デマンドタクシーあみまるくんの運行概要・実績について

- 事務 局：令和6年度阿見町デマンドタクシーあみまるくんの運行概要・実績について報告。
- 委員：令和2年度から令和5年度までは利用者数が増加し、令和6年度は減少している。令和5年度まではコロナ禍からの回復と読み取れ、正常値として測れるのが令和6年度からと思ったのだが令和5年度より利用者が減少している。減少理由の原因はどのようなものか。
- 事務 局：令和6年度第2回協議会でもお伝えしたが、令和6年度はドライバー・利用者の安全を確保するため1日の運行回数に上限を設けた。以前はそういった面を考慮せず1日18件の予約を入れるなどの例があったが、現在は15件を上限として設定しているため、絶対的に利用者数は減少する。では、そのような状況でどのように利用者数を増やしていくかということで乗合率の上昇に着目し、その改善のため、茨城大学の平田教授に研究を委託している。
- 委員：年齢別利用者数の円グラフについて、%で記載されているので数ではない。また、登録者の割合に対して利用者の割合は高齢者が多くなっている。これは自家用車が使えない高齢者が頼らざるを得ないため利用が多くなっていると感じる。質問だが、登録利用者ごとの利用回数において、6～10回が多く、101回以上の利用者も存在し、あみまるくんの利用が不可欠な利用者もいるのが見て取れるが、一方で1回・2回の利用者が多いのが気になる。これはなぜ1回・2回の利用後、再び利用しなくなってしまったのか情報はあるのか。
- 事務 局：令和5年度にあみまるくんに関するアンケートを実施しており、令和6年度第1回協議会にて結果を報告している。対象者は登録者のうち利用が10回未満の方・10回以上の方それぞれ150通ずつ無作為抽出しており、利用が1回・2回の方も対象に入っている。回答率は6割と統計としては十分な数であった。アンケートの中であみまるくんを利用しなくなった理由を集計したところ、予約の取りづらさが一番多く回答されていた。また、アンケート結果ではないが、利用者の声としては予約の電話が繋がらない・行きの予約は取れるが帰りの予約が取れないといった不便さが確認された。そういった不便さを解消したいところだが、先程ご説明した現状15件を上限としている関係上難しい面もある。そのため、1度は利用したが、その後不便さを感じ、利用を諦めてしまっているのが原因かと想定している。
- 委員：乗降場所利用状況のグラフから、阿見町の中ならどこでも行けると感じ取れる。このグラフでは上位10施設が記載されているが、それ以外の乗降場所の利用はどのくらいの割合なのか。
- 事務 局：このグラフ以外にも様々な調査を行っている。一例として70歳以上であれば医療機関は更に上位になり、阿見町役場への利用は下位になるといった特性がある。グラフには上位10施設を記載しているが、11位から20位で分析すると、そのうち7乗降場所が医療機関であり、全体で見ると医療機関での乗降が非常に高い傾向にある。また、8位から16位までの利用数の差は大きくない。資料には上位10施設しか記載していないが、データとして細かい情報も所持しているため、次回以降は乗車人数・降車人数・20位までの乗降場所利用状況など、より伝わりやすいよう詳しい資料の作成を検討する。

・報告事項2 阿見町デマンドタクシー運行事業実施要綱の改正について

- 事務 局：阿見町デマンドタクシー運行事業実施要綱の改正について報告。
- 委員：第18条及び第19条の新設において、実際にこういった苦情や問題があったのか。
- 事務 局：利用登録の取り消しに関してかなり近い内容が昨年度起こった。その際は要綱に記載がなかったが、料金を支払わない・暴言を吐く等の行為があったため当時の担当者が「ただいまをもって、デマンドタクシーの利用を拒否する」と該当者へ伝えた経緯がある。その後要綱を確認したところ、利用登録の取り消しや乗車の拒否について記載がなかったため、他の利用者やドライバーに迷惑や精神的負担をかけないようにするため、改めて制定することとした。
- 委員：第11条について、第1項では予約の取り消しについて記載されており、第2項では予約の30分前を過ぎた取り消しには料金を請求できる、とある。これは、予約の取り消し自体はいつでもできるが、30分前を過ぎた場合はお金がかかりますよ、という解釈でよいのか。
- 事務 局：条文で分けて説明するが、まず新旧対照表の前要綱第12条において違約金という記載がある。町総務課へ審査をかけた際に、デマンドタクシーの予約は契約ではないので違約金という文言の規定ぶりに疑問を覚える、との回答であった。それを受け、違約金という文言を使わず制定するため第11条の2項へ記載した。デマンドタクシーは予約制のため、無断の未乗や直前のキャンセルがあったとしても既に運行が発生している。そのため30分を過ぎたら料金を請求している。
- 委員：そもそも前要綱では予約時間を過ぎてからの取り消しに対して料金が発生するとあり、新要綱では30分を過ぎると料金が発生する、とのことで内容が異なっている。これはどういった経緯なのか。
- 事務 局：平成25年より事業を続けていく中でオペレーションが年々変化しており、無断の未乗や直前のキャンセルについて問題視するようになった。協議会では運行事業者・予約センターのオペレーターと毎年意見交換会を行っており、毎年運行ルールの確認を行い、必要に応じて改善しているところ。各事業者での合意の上、30分前を過ぎたらキャンセル料として料金を請求しようという意見で一致し、利用者にも予約時や新規登録時に説明している。ただ、冒頭での説明のとおり平成25年より要綱の改正がされておらず、現在のオペレーションに沿った要綱とするため今回の改正によって改めて記載した。
- 委員：無断の未乗と直前のキャンセルはどちらも料金がかかるのであれば、どちらも同じではないか。乗らないのであればわざわざキャンセルしなくてもよいのではないか。
- 事務 局：直前のキャンセルに関して、例を挙げると病院の診察が遅れて間に合いそうもないのでキャンセルするとご連絡いただくことも多い。キャンセルの連絡を受けたオペレーターはメッセージ送信機能により、キャンセルの旨をドライバーへすぐ伝えることができ、無断の未乗であれば乗降場所まで向かわなければならないところを直前のキャンセルによって次の予約に対応できるようになり、走行距離や負担の軽減に繋がる。そういった面で無断の未乗と直前のキャンセルでは明確な違いがある。
- 委員 代理：第2条第1項において、道路運送法第3条第1号イは一般常用ではなく一般乗

合ではないか。

- 事 務 局：道路運送法第3条第1号イは一般乗合で、ハが一般乗用にあたるため記載に不備があった。指摘を踏まえ修正したのち制定する。
- 委 員：第6条においてうしくあみ斎場が追記されているが、これは元々乗降可能であったのか、新たに設置したのかどちらなのか。新たに設置した場合は町外であり区域運行ではなく区間扱いのため、牛久市にも協議会へ参加してもらう、もしくは個別に協議する必要が出てくる。
- 事 務 局：運行開始当初の資料を調査したところ、運行開始時点で乗降場所として設定されており、それに先立って牛久市との協議及び茨城運輸支局への届出も完了している。乗降場所として設置した理由は、阿見町との境界付近にある、分担金として当町もうしくあみ斎場に資金提供している、葬儀場という公共性の高い場所であるため。ただ、乗降場所として記載していなかった理由は不明なので今回新たに記載した。
- 委 員：デマンドタクシーのチラシにはうしくあみ斎場について記載されていないが、実際のところ乗降場所の利用はあるのか。
- 事 務 局：把握している範囲では利用履歴はほぼ無い。
- 委 員：第9条において乗車料金という文言があるが、それに対し第11条において乗車しない場合についても乗車料金という文言の記載がある。乗車していないのに乗車料金、といった言い回しは適正ではないと感じるので、該当する料金、など状況に見合った文言とした方がよい。また、第19条において乗車の拒否に該当する状況は道路運送法上記載いただいたとおりだが、その他にも感染症を患っている場合や付添人を伴わない重病人なども乗車の拒否ができるため、この4項目しか記載しない場合、その他乗車の拒否をできるケースも乗車可能と判断されてしまう恐れがある。5項目にその他、道路運送法第13条に抵触する場合など記載いただければ危機回避ができるのではないかと。会長挨拶で触れた土曜運行に関してだが、阿見町地域公共交通計画では土日は運行しないという。それについては変更したのか。
- 事 務 局：乗車料金という記載については確かに取り消した場合、乗車をしていないと考える。より適正な文言へ修正した上制定する。乗車の拒否に関しても、提案どおり万全を期した状態での運行が望ましいので抜け漏れのない条文として追記する。最後に土曜運行に関して、今年度の土曜運行は6月から8月に限定した実証実験であり、阿見町地域公共交通計画に記載している平日のデマンドタクシーとは別の契約として締結している。実証実験の結果、令和8年度より運行開始となった場合は令和7年度第2回協議会にて委員各位へ諮ったうえで要綱の改正・阿見町地域公共交通計画の変更・茨城運輸支局への届出など滞りなく進めていく。
- 委 員：運行に関してフィーダー補助金の対象にするのであれば運行日数などの変更も変わってくるため、運行が決まった場合は申請の変更など留意いただきたい。
- 議長（会長）：いままでご指摘いただいた部分に関してはしっかりと修正を行い、改めて制定するので、ここまでの質疑に対してご理解いただきたい。

・報告事項3 令和6年度茨城大学への委託研究に関する調査研究業務実績について

◎オブザーバー：令和6年度茨城大学への委託研究に関する調査研究業務実績について報告。

○議長（会長）：私から質問したい内容があるので、後程お話いただきたい。本来であればデマンドタクシーを増やしていれば少しずつクリアしていける問題ではあるが、事業者を守るという観点もあり法的な部分もなかなか難しいと感じる。住民の方からすれば、必要な時に必要な公共交通を、というのは永遠の課題かと思うので、当町は行政としてそういった要望にしっかりと応えていきたい。路線バス網を敷いてもバス停まで歩いてくれない。デマンドタクシーがあるのでバスの利用が減ってしまう。事業終了となった東京医科大学茨城医療センター無料循環バスも利用いただけていない。なんとかデマンドタクシーをみんなが利用できるようにしたいというかたちで、相乗りというのは一つの解決手法と感じる。その中で色々な問題をいかにクリアしていくということで知恵を出さなくてはならない。成功に導かなくてはいけないので引き続き取り組んでいく。

・その他 地域公共交通経営改善支援事業について（茨城県交通政策課）

○委員代理：地域公共交通経営改善支援事業について補助金の情報共有。

●事務局：以上をもって令和7年度第1回阿見町地域公共交通活性化協議会を閉会する。

以上

阿見町地域公共交通活性化協議会会議運営規程第6条により、署名する。

署名委員名 吉 田 貴 光 ㊞

署名委員名 渡 辺 智 ㊞